

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることが出来、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)

2. 内容

目標1 現行制度の周知・徹底を図る。

目標2 計画期間内に、育児休業取得状況のさらなる向上に努める。

・女性職員・・・①取得率100%を目指す。

②小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の時間外の及び夜勤の軽減に努める。

<対策>

平成23年4月～ ①グループウェアを活用し、全職員に育児休業及び一般事業主行動計画を周知・徹底する。

②院内情報を提供し（広報誌の配付等）、職場復帰の支援をする。

平成27年4月～ ①ワーク・ライフ・バランス実現のために周知・徹底する。

②院内情報を提供し（広報誌の配付等）、職場復帰の支援をする。

目標3 すべての職員が働きやすい環境にするため、所定外労働時間の削減に努める。

<対策>

平成22年12月～ ①毎週水曜日をノー残業デーとし、所定外労働時間の削減を推進している。

目標4 年次有休休暇の取得の促進に努める

<対策>

平成31年度～ ①毎月部署ごとの平均年休取得を周知し、年休取得の促進をしている。